



経理の窓 9月号

平成23年9月1日号

朝晩の涼しい風に、秋の訪れを感じます。何かとやり残しの多かった8月。今年も、残すところ4ヶ月、計画の修正と段取りで能率アップ、充実した年末を迎えたいものです。

今月の税務

法人税：7月決算法人の確定申告と納付

交通用具を使用して通勤する人の通勤手当について

- 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わります。平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

(1) 現行の制度の概要

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当については、その通勤の距離に応じて、1ヶ月あたり一定の金額までが非課税とされています。

交通用具を使用して通勤する人で通勤の距離が片道15km以上である人が受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額（最高限度額：月額10万円）までが非課税とされています。

(2) 改正後の制度

通勤手当の金額が、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額までが非課税とされる措置が廃止されました。距離比例額を超える金額については所得税の課税の対象になります。この改正は、平成24年1月1日以後受けるべき通勤手当について適用されます。

《非課税所得とされる距離比例額》

片道45km以上	最高	24,500円
片道35km以上45km未満	最高	20,900円
片道25km以上35km未満	最高	16,100円
片道15km以上25km未満	最高	11,300円
片道10km以上15km未満	最高	6,500円
片道02km以上10km未満	最高	4,100円

《具体例》 片道40kmで、25,000円の通勤手当の場合

20,900円まで所得税非課税、4,100円が課税対象となります。

源泉所得税を徴収するときには、給与の金額に4,100円を加算して金額を求めます。

ポイント 通勤手当は、通常の給与に加算して支給します。通勤の距離や経路を考慮しない一律概算支給は、非課税の通勤手当としては、認められません。

生命保険料控除の改正について

●平成22年度の改正により生命保険料控除が改組されました。介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等について、適用限度額4万円の所得控除が創設され、各保険料に応じた生命保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。平成24年分以後の所得税に適用されます。

(1) 平成24年1月1日以後に契約した保険契約等の控除額

- ・平成24年1月1日以後に生命保険会社または損害保険会社と契約した保険契約等のうち、介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料については、適用限度額4万円の所得控除が適用されます。『介護医療保険料控除』
- ・新契約の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円です。
- ・各保険料の控除額の計算

支払った保険料の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料の全額を控除
20,001円から40,000円まで	支払った保険料の金額の合計額の1/2 + 10,000円
40,001円から80,000円まで	支払った保険料の金額の合計額の1/4 + 20,000円
80,001円以上	一律40,000円

- ・新契約の主契約または特約それぞれの保障内容に応じ、各保険料控除を適用します。

(2) 平成24年1月1日と平成23年12月31日以前の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

適用限度額12万円			
平成24年1月1日以後の契約		平成23年12月31日以前の契約	
一般生命保険料控除	4万円限度	一般生命保険料控除	5万円限度
介護医療保険料控除	4万円限度		
個人年金保険料控除	4万円限度	個人年金保険料控除	5万円限度

一般生命保険料控除について、新契約と旧契約との両方の控除の適用を受ける場合は、4万円が限度となります。個人年金保険料控除についても、新契約と旧契約の両方の控除の適用を受ける場合は、4万円が限度となります。